

香芝市告示第5号

香芝市農業委員候補者評価委員会設置要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和7年1月8日

香芝市長 三橋和史

香芝市農業委員候補者評価委員会設置要綱の一部を改正する要綱

香芝市農業委員候補者評価委員会設置要綱（令和7年告示第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の現行欄に掲げる規定を、同表の改正案欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正案	現行
<p>(所掌事務)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 評価委員会は、候補者の評価に当たり、書面の提出を求めることができるほか、必要に応じて面接を行うことができるものとする。</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p><u>(3) 職員の人事に関する事務を所掌する部等の長</u></p> <p><u>(4) 農業に関する事務を所掌する部等の長</u></p> <p><u>(5) 農業委員会事務局長</u></p> <p>2 [略]</p> <p>3 委員長は<u>副市長</u>とし、副委員長は<u>農業委員会会長</u>とする。</p> <p>4 委員長は<u>評価委員会</u>の会務を総理し、副委員長は<u>委員長</u>を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。</p> <p>(庶務)</p>	<p>(所掌事務)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 評価委員会は、<u>前項</u>の候補者の評価に当たり、書面の提出を求めることができるほか、必要に応じて面接を行うことができるものとする。</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p><u>(3) 市議会議長</u></p> <p><u>(4) 総務部長</u></p> <p><u>(5) 市民環境部長</u></p> <p><u>(6) 農業委員会事務局長</u></p> <p>2 [略]</p> <p>3 委員長は、<u>副市長</u>とし、副委員長は、<u>農業委員会会長</u>とする。</p> <p>4 委員長は、<u>評価委員会</u>の会務を総理し、副委員長は、<u>委員長</u>を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。</p> <p>(庶務)</p>

改正案	現行
第6条 評価委員会の庶務は、 <u>農業の振興に関する事務を所掌する課等</u> において処理する。	第6条 評価委員会の庶務は、 <u>農業振興に関する事務を所掌する課</u> において処理する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。